

委託番号	128
契約形態	業務委託

## 仕 様 書

- 1 件 名 医療廃棄物処分業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 履行場所 草加八潮消防組合が指定する場所
  - ・草加市神明二丁目2番2号 草加消防署（草加八潮消防局含む）
  - ・草加市西町108番地2 草加消防署西分署
  - ・草加市青柳六丁目23番6号 草加消防署青柳分署
  - ・草加市清門二丁目1番地43 草加消防署北分署
  - ・草加市谷塚町525番地2 草加消防署谷塚ステーション
  - ・八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地 八潮消防署
- 4 積算方法 感染性廃棄物の予定排出量を2,100kgとするが不確定なため、1kg当たりの契約単価を見積もること。
- 5 支払方法 契約単価に、排出量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務完了確認後、月ごとに支払うものとする。
- 6 委託内容
 

救急活動を含む災害活動等において排出された感染性廃棄物（一部、非感染性廃棄物を含む）について、排出事業者（以下、草加八潮消防組合）の指定する履行場所から回収された感染性廃棄物を適切に処分業務をおこなうものとする。

  - (1) 種類
 

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成29年3月改正）に沿った種類（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等）を対象とする。ただし、感染性・非感染性のいずれかであるかの判断ができないものについては、感染のおそれがあるものと判断して取り扱うこととする。
  - (2) 処分方法
 

ア 感染性廃棄物の処理は、次の方法により行わなければならない。

    - a 焼却設備を用いて焼却する方法
    - b 熔融設備を用いて熔融する方法
    - c 高圧蒸気滅菌（オートクレープ）装置を用いて滅菌する方法
    - d 乾燥滅菌装置を用いて滅菌する方法
    - e 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は過熱による方法とする。ただし、感染症法、結核予防法および家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒とする。）

イ 上記アのa、またはb、の処理を行う設備については、焼却または熔融を完全におこなうことのできるものを使用し、かつ、当該設備から排出される排ガスにより、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。また、焼却又は熔融は梱包された状態のまま行うものとする。

ウ 上記アのc、からe、の処理を行う場合には、滅菌または消毒が完全に行われるように破砕するものとし、感染性病原体が飛散する恐れが無いように行うこ

とのできる施設で行うこととする。また、滅菌の場合には、滅菌が完全に行われるよう、滅菌時間及び滅菌温度の調節を適切に行うことができる者が行うこととし、消毒の場合には、消毒を完全に行うため、必要な消毒能力のある消毒用薬剤または加熱装置を用い、かつ、消毒用薬剤の濃度や量、加熱温度や時間の調節等の管理ができる者が行うこと。

(3) 回収方法

年間12回の回収を予定し、草加八潮消防組合の指定する履行場所にて回収とする。

(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）によるマニフェストの交付等

受注者は産業廃棄物管理票に基づき、マニフェストを作成し遅滞なく草加八潮消防組合に提出することとする。

(5) 委託料の請求と支払方法

受注者は、当月分の感染性廃棄物の一連の業務が完了したことを確認したのち、収集・運搬受注者に遅滞なく請求書の送付をおこなうものとする。

なお、排出数量が不確定であることから、契約単価の1kgあたりに処分量を乗じた額を支払うものとする。

(6) その他の事項

ア 法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、処分・各事業所に係る許可証の写しを提出するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物に準じて処分するものとする。

イ 処分

受注者は、感染性廃棄物の処分に当たっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにおこない、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区別して処分すること。

ウ 感染性廃棄物容器内及び容器外を完全に処分し、周辺の清掃保持に努めるものとする。

エ 感染性廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の散逸を防止するよう努めるものとする。

オ 受注者は、自己の作業員に対し、服装、言動及び態度等に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導するものとする。

カ 受注者は、自己の作業員の行為について自らおこなったと同一の責任を負うこととし、その責任を免れることはできないものとする。

7 最終処分地

(1) 当該感染性廃棄物に関し焼却処分等後に廃棄物が発生した場合の最終処分先は、各関係法令に定められている基準を満たす施設等とし、その処分地ごとに詳細を契約書に明記するとともに、許可証の写しを添付する。

(2) 最終処分地を変更しようとする場合は、文書をもって草加八潮消防組合に申請し、承諾を得るとともに、その許可証の写しを契約書と一緒に保管するものとする。

(3) 請負業者は、草加八潮消防組合の求めに応じ、最終処分業者に対する支払いを適正に行っていることを証明する書類を提出しなければならない。

8 事故等の報告

受注者は、業務中に生じた事故等については、適切な措置を講じるとともに、速やかに関係機関に連絡及び報告をおこなうこととする。

## 9 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当係と協議して指示を受けるものとする。
- (3) 不当請求等に関し、次の事項を遵守すること。
  - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。